

地域福祉推進計画

概要版

平成24年4月～平成29年3月



社会福祉法人
尼崎市社会福祉協議会

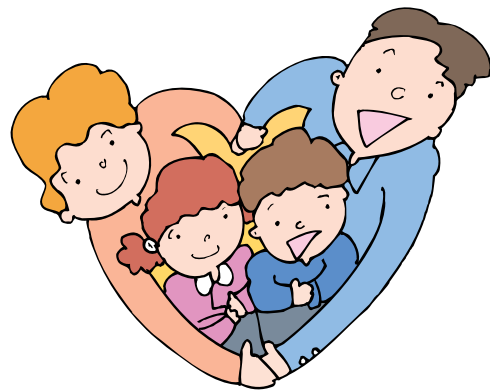
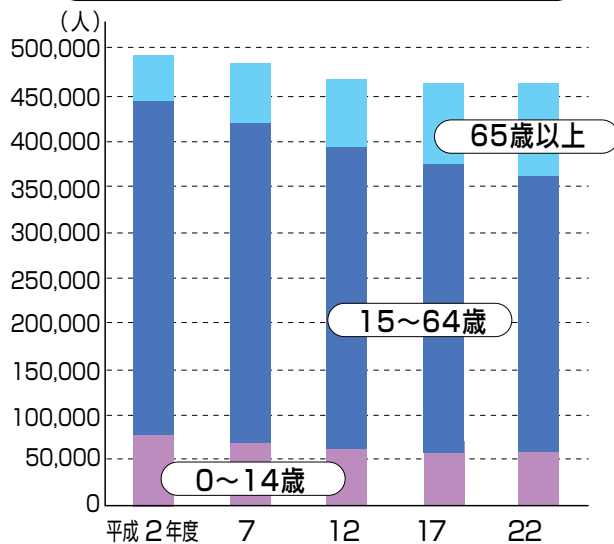
1 地域福祉推進計画とは

尼崎市が策定した「あまがさきし地域福祉計画」と連携しながら、住民が主体となった地域における福祉活動の取り組みをすすめていくための方策や、尼崎市における地域福祉を推進するための仕組みづくりについて、民間の立場から策定する計画です。

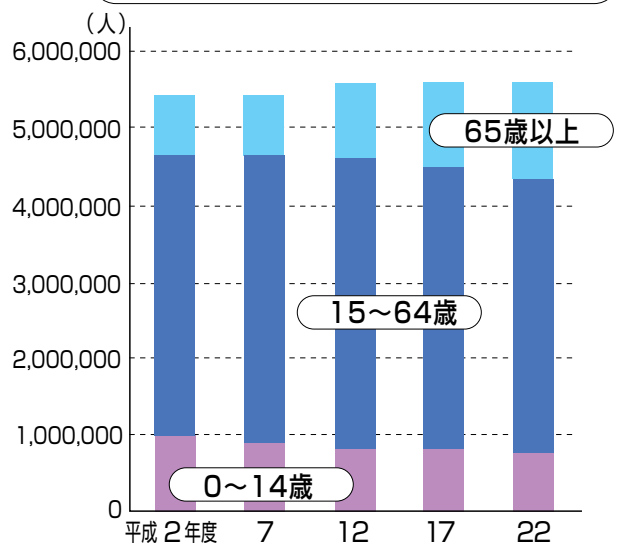
2 尼崎市を取り巻く状況

高齢者の人口が尼崎市、兵庫県とも平成2年度と比較すると平成22年度ではほぼ2倍となっています。一方で高齢化率は、尼崎市では平成2年度に10.6%であったものが、平成22年度には22.6%となっており、急激に高齢化がすすんでおり、兵庫県においても、平成2年度では11.5%であったものが、平成22年度には22.4%に増加しており、県下においても急激に高齢化がすすんでいます。

年齢別人口の推移(尼崎市)

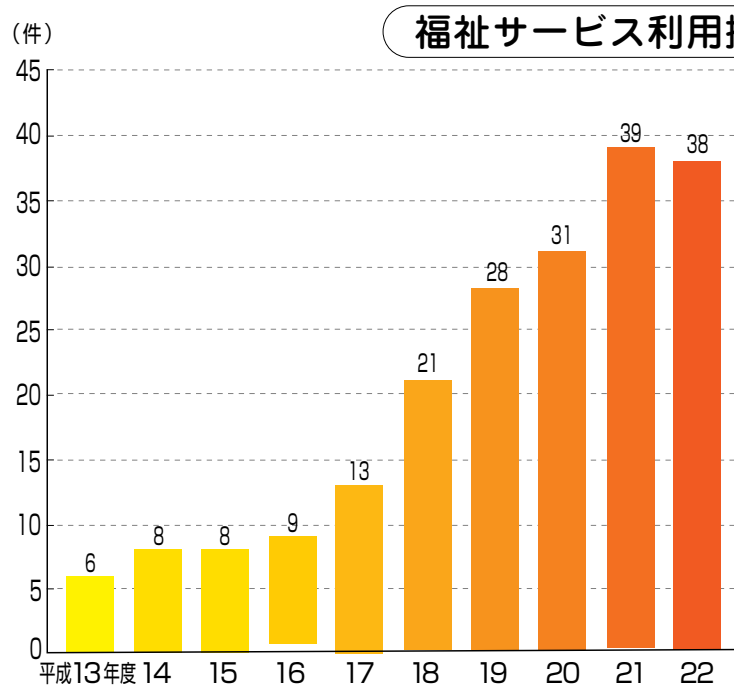


年齢別人口の推移(兵庫県)

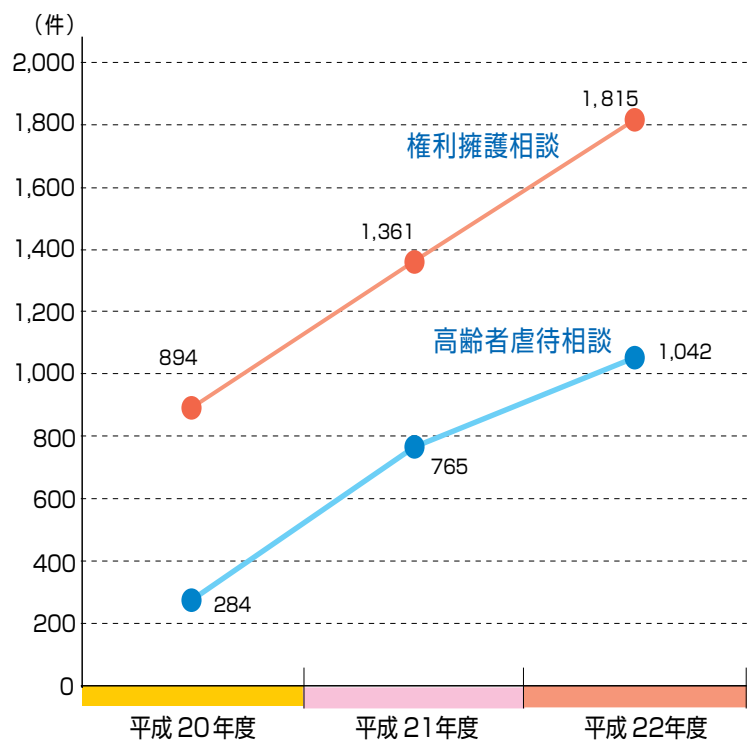


(資料 尼崎市統計書)

虐待や権利侵害など権利擁護にかかる相談が増加しているほか、認知症高齢者など支援を必要とする方が増加し、既存の制度やサービスでは対応できない課題が発生しています。このような背景から、市社協で実施している、判断能力に不安のある認知症高齢者等への日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助を行う福祉サービス利用援助事業の契約件数も増加しています。

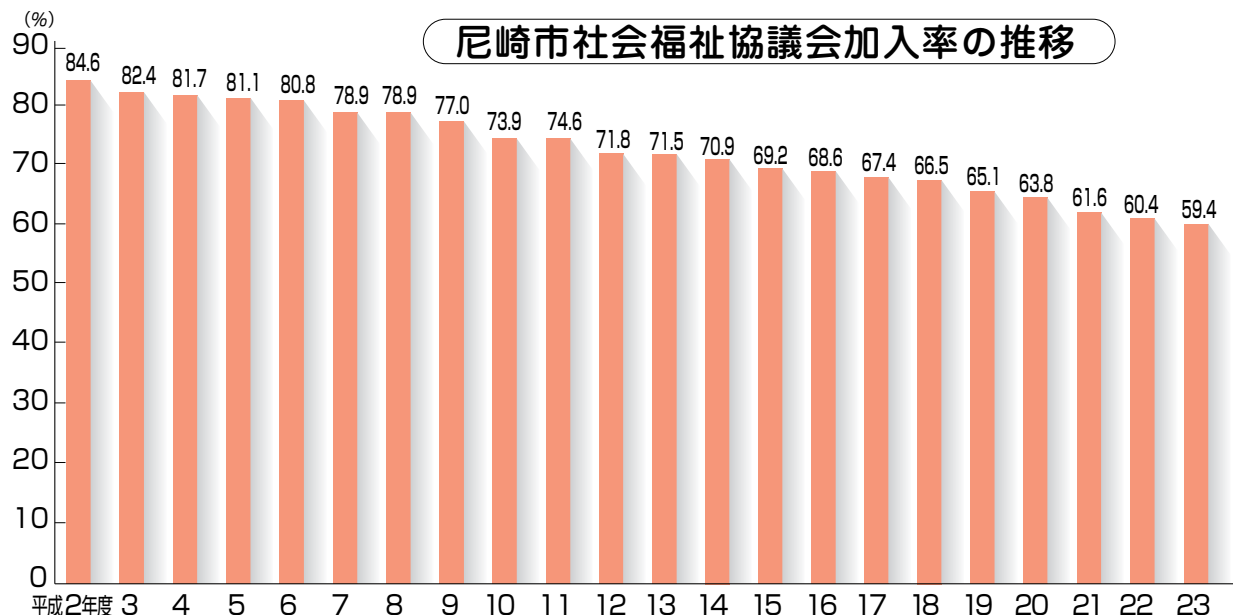


高齢者虐待等相談件数



(資料:あまがさきの介護)

全国的な傾向でもあるコミュニティの希薄化は、尼崎市においても同様で、コミュニティを基盤としている社協の加入率が平成2年度に84.6%であったが、約25%も減少し、平成23年度では59.4%となり、コミュニティ機能の低下が危惧されます。



3 計画の期間と進行管理

このような状況を踏まえ、尼崎市社会福祉協議会では、新たに地域福祉推進計画を策定しました。

この計画の期間は、平成24年4月(平成24年度)から平成29年3月(平成28年度)までの5カ年とします。ただし、期間の途中であっても、社会情勢の変化や尼崎市の動向などに応じて、必要な見直しを行うこととします。

また、毎年度の事業計画で計画の進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



4 計画の基本理念と基本目標

市社協は、これまでから取り組んでいる地域でのコミュニティ活動を基盤として、地域住民の絆やつながりを活かし、身近な生活の場で日常的に起こるさまざまな困り事に対応する小地域福祉活動の取り組みをすすめていきます。そのため前計画の基本目標の方向性を土台として、基本理念と活動スローガンを次のとおり定め、基本理念の実現に向けて4つの基本目標を定めます。

《基本理念》

みんなで支えあい・助けあう地域づくりをすすめます

《活動スローガン》

社協はほっときません！

基本目標 1 社協は身近な窓口になります

基本目標 2 社協は地域福祉活動をひろげます

基本目標 3 社協は小さな力を大きく広げます

基本目標 4 社協は頼りになる存在になります

4つの基本目標の関係

基本目標 2

社協は地域福祉活動をひろげます

ささえあう

基本目標 1

社協は身近な窓口になります

見つける・つなげる

基本目標 3

社協は小さな力を大きく広げます

つながる

基本目標 4

支え育てる

社協は頼りになる存在になります



5 基本目標ごとの取り組み項目

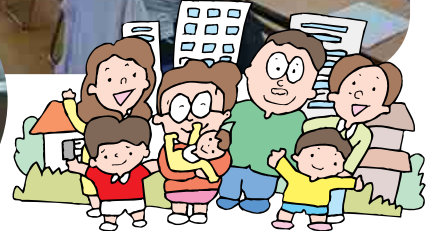
基本目標

1

社協は身近な窓口になります

誰もが安心して暮らせるまちづくりには、関係機関・団体が相互に連携を図りながら、それぞれの取り組みをすすめることはもちろんのこと、地域住民相互の助け合いや支え合いの活動が不可欠です。

社協は日常生活の中で支援が必要にもかかわらず、そのニーズに対応する制度がないといった制度の谷間や狭間の課題に対して、適切な機関や窓口につなぐとともに、成年後見制度にかかる権利擁護事業にも取り組んでいきます。



基本目標

2

社協は地域福祉活動をひろげます

これまでコミュニティ活動として取り組んでいる近隣での見守りや住民間の交流事業などを地域福祉活動へとつなげていくことが必要です。これらの生活福祉課題共有やネットワークづくり、実践グループへの支援や活動を担う人材の育成・確保などの取り組みをすすめていくには、地域にもっとも身近である支部事務局のコミュニティワーク機能の強化が必要です。また、これらの小地域福祉活動を日頃から行うことで、地震や風水害など大規模災害が発生しても安心して暮らしていける地域づくりをすすめることができます。



基本目標

3

社協は小さな力を大きく広げます

子どもから高齢者まで誰もが気軽に集える場づくりをすすめ、住民のつながりを深めるとともに、その拠点が地域の様々な情報が集まる場となるよう仕組みづくりが必要となります。これらの住民同士の交流を通じて、地

域の中で埋も

れがちな人や制度の谷間や狭間の課題が発見され共有できるなど、共に支え合える地域づくりをすすめます。



基本目標

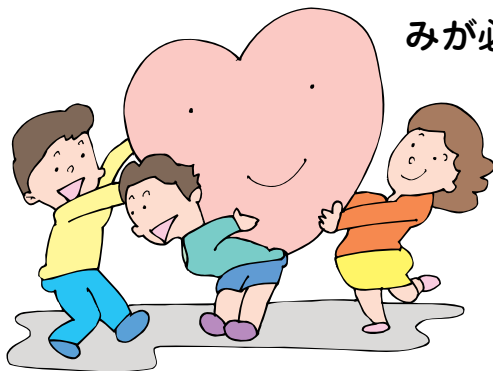
4

社協は頼りになる存在になります

住民の地域福祉にかかるニーズをしっかり受け止め、課題解決へと導く頼りになる市社協となるためには、組織体制や財政などの組織基盤の強化が必要となるため、会員の確保、財源の強化、職員の専門性の向上など取り組みが必要です。

また、とりわけ、福祉協会への加入促進の取り組み

が必要で、そのためには、広く市民に市社協の取り組みを知ってもらう必要があります。



地域福祉推進計画の体系図

基本理念

みんなで支えあい・助けあう地域づくりをすすめます
 〈社協はほっときません!〉

基本目標

基本目標 1
 社協は身近な窓口
 になります
 〈「見つける・つなげる」〉

基本目標 2
 社協は地域福祉
 活動を
 ひろげます
 〈「ささえあう」〉

基本目標 3
 社協は小さな力を
 大きく広げます
 〈「つながる」〉

基本目標 4
 社協は頼りになる
 存在になります
 〈「支え育てる」〉

推進項目

- 1 総合的な相談支援体制づくりをすすめます
- 2 社会資源の情報の把握と発信を行います

- 1 社会福祉連絡協議会を圏域とした福祉活動をすすめます
- 2 小地域福祉活動を推進するための社協機能の強化をすすめます

- 1 気軽に立ち寄れる場づくりをすすめます
- 2 課題解決のためにつながるネットワークづくりをすすめます

- 1 地域福祉の担い手確保のため社協への加入を促進します
- 2 地域福祉活動のための安定的な財源を確保します
- 3 社協の強みを活かした介護保険事業を実施します
- 4 職員の専門性確保のための人材育成を強化します

具体的な取り組み

- 1 社会資源の把握及び情報の共有化
- 2 各種機関、住民を含めた連携体制の整備
- 3 職員の相談対応スキルの向上
- 4 身近な相談窓口であることの周知
- 5 社協の強みを活かした介護保険事業の実施
- 6 受託事業を活用した相談支援の充実
- 7 権利擁護事業の充実

- 1 地域の課題共有や解決のための連携・協働の仕組みづくり(仮称・地域福祉会議の設置)
- 2 地域での暮らしを支えるための活動の推進
- 3 新たな担い手の確保及び育成
- 4 災害時も安心して暮らせる地域づくり
- 5 小地域福祉活動支援の支部機能強化のための体制整備

- 1 子どもから高齢者まで気軽に出席できる身近な場づくり(つながるの場づくり)
- 2 住民主体の自主的な運営を行うための支援
- 3 地域の要援護者を発見し支えるための地域と専門機関のネットワークの構築

- 1 社協への加入促進と地域福祉の担い手の拡大
- 2 経営基盤を確立するための財源の確保
- 3 地域福祉活動のための介護保険事業の推進
- 4 新たな地域福祉課題に対応できる人材の育成
- 5 安定した事業推進のための人材の確保
- 6 情報発信のための取り組みの強化
- 7 災害発生時に対応できる体制づくり

やるべきこと

- ### 見つける・つなげる
- 地域で行っている活動や各種機関などの資源の把握
 - 相談事例蓄積の工夫と事例検討会の実施
 - 地域包括支援センター等との連携
 - 制度の谷間や狭間への対応
 - 福祉サービス利用援助事業の支援体制の強化
 - 権利擁護にかかるとの相談強化
 - 成年後見制度についての検討

- ### 支えあう
- (仮称)地域福祉会議の設置
 - 見守り事業等の推進
 - 地域包括支援センター等との連携
 - 地域で行っている活動や各種機関などの資源の把握
 - 社会福祉連絡協議会及び福祉協会での福祉意識向上のための学習会の実施
 - ボランティアセンターや老人福祉センター等での担い手の育成
 - 支部事務局のコミュニケーション機能の強化
 - 地域福祉活動専門員の配置

- ### つながる
- 地域での活動拠点の把握
 - 住民主体のつながりの場づくりの支援
 - 制度の谷間や狭間への対応
 - 老人福祉センターを活用したつながりの場づくり
 - 地域包括支援センター等との連携
 - 地域と専門機関をつなげるための仕組みづくり

- ### 支え育てる
- 社協への加入促進のための具体的な取り組みの実施
 - 市からの補助金・委託金のルール化と自主財源の安定確保
 - 介護保険事業の経営
 - 職員の専門性確保のための研修プログラムの実施
 - 次世代を担う職員の採用
 - 広報紙等の充実と地域での広報活動への支援
 - 災害時対応の体制づくり

関連する事業

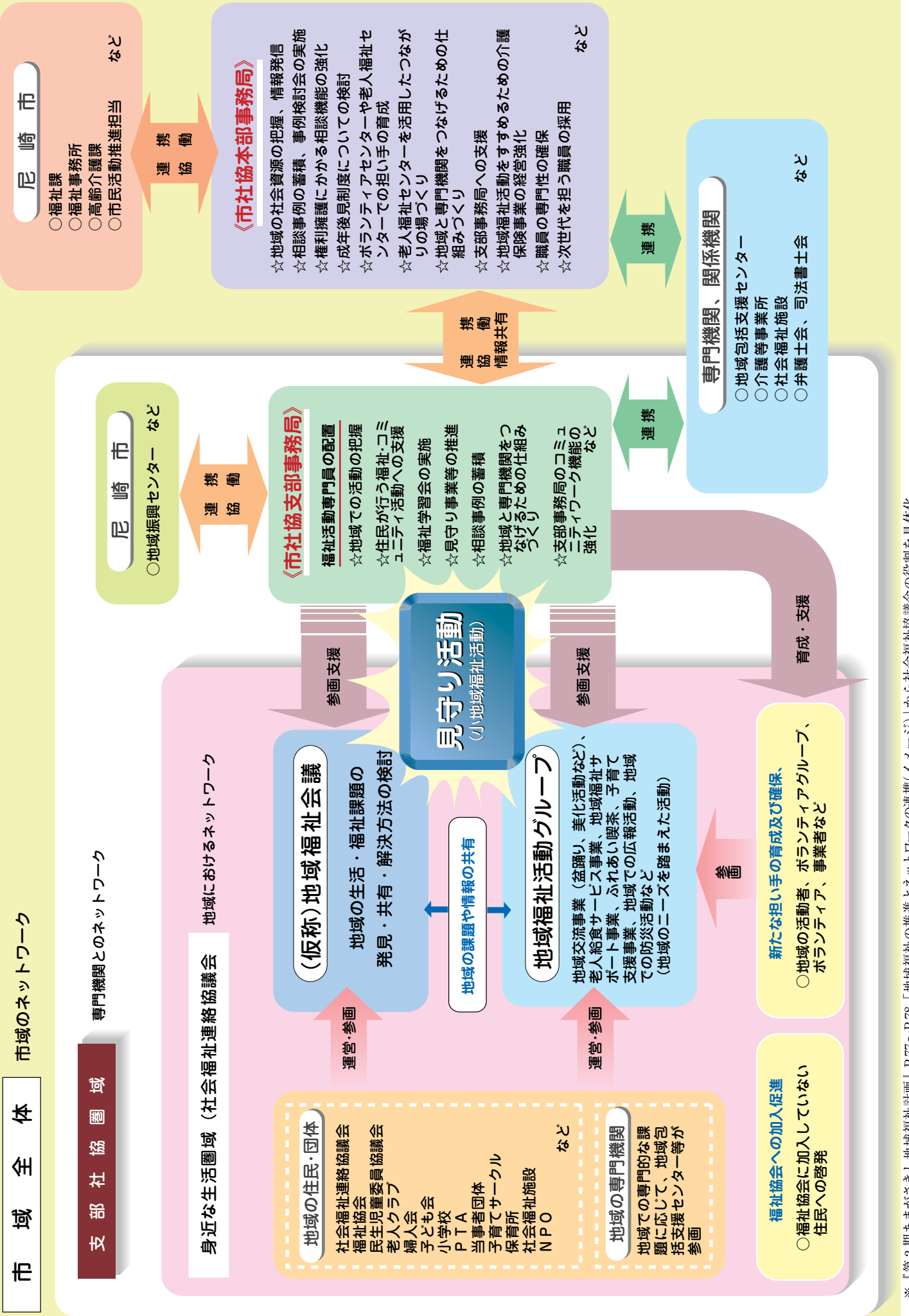
- 本部事務局及び支部事務局での各種相談業務
- 訪問介護事業
- 居宅介護支援事業
- 住宅改修支援事業
- 自立支援型食事サービス事業
- ファミリーサポートセンター事業
- 生活福祉資金貸付事業
- 権利擁護事業(拡充)

- (仮称)地域福祉会議の設置(新規)
- 要援護高齢者見守り対策事業
- 地域福祉サポート事業(拡充)
- ふれあい型老人給食サービス事業(拡充)
- 高齢者いきいき事業
- 緊急通報システム事業
- ボランティア活動推進事業
- 老人福祉センター事業(拡充)
- 支部運営事業(拡充)
- 地域福祉活動専門員の配置

- 支部運営事業(拡充)
- 子育て支援事業
- 地域福祉サポート事業(拡充)
- ふれあい型老人給食サービス事業(拡充)
- 老人福祉センター事業(拡充)

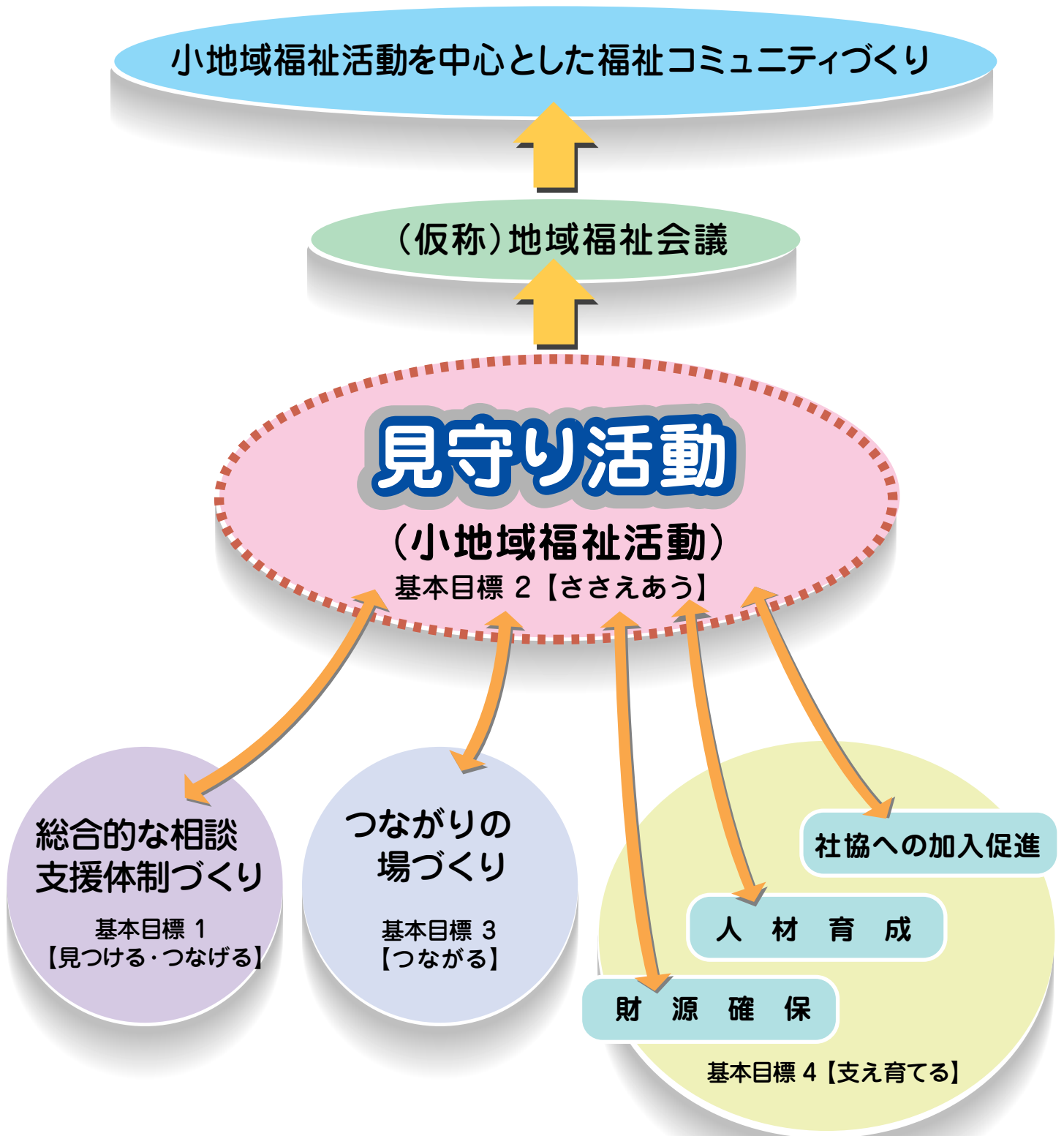
- 加入促進対策事業
- 法人運営事業
- 善意銀行運営事業
- 共同募金事業
- 賛助会員制度
- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 人材育成
- 啓発広報事業
- 災害対応

(図 16) 地域福祉をすすめるネットワークと事業展開のイメージ



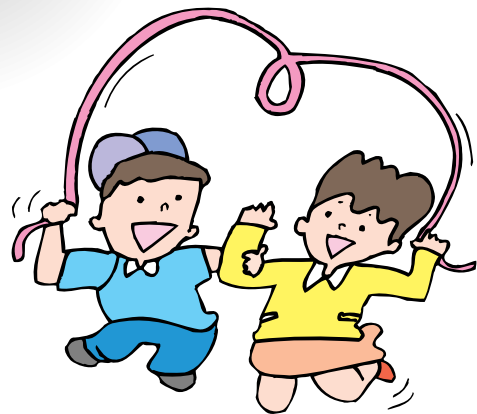
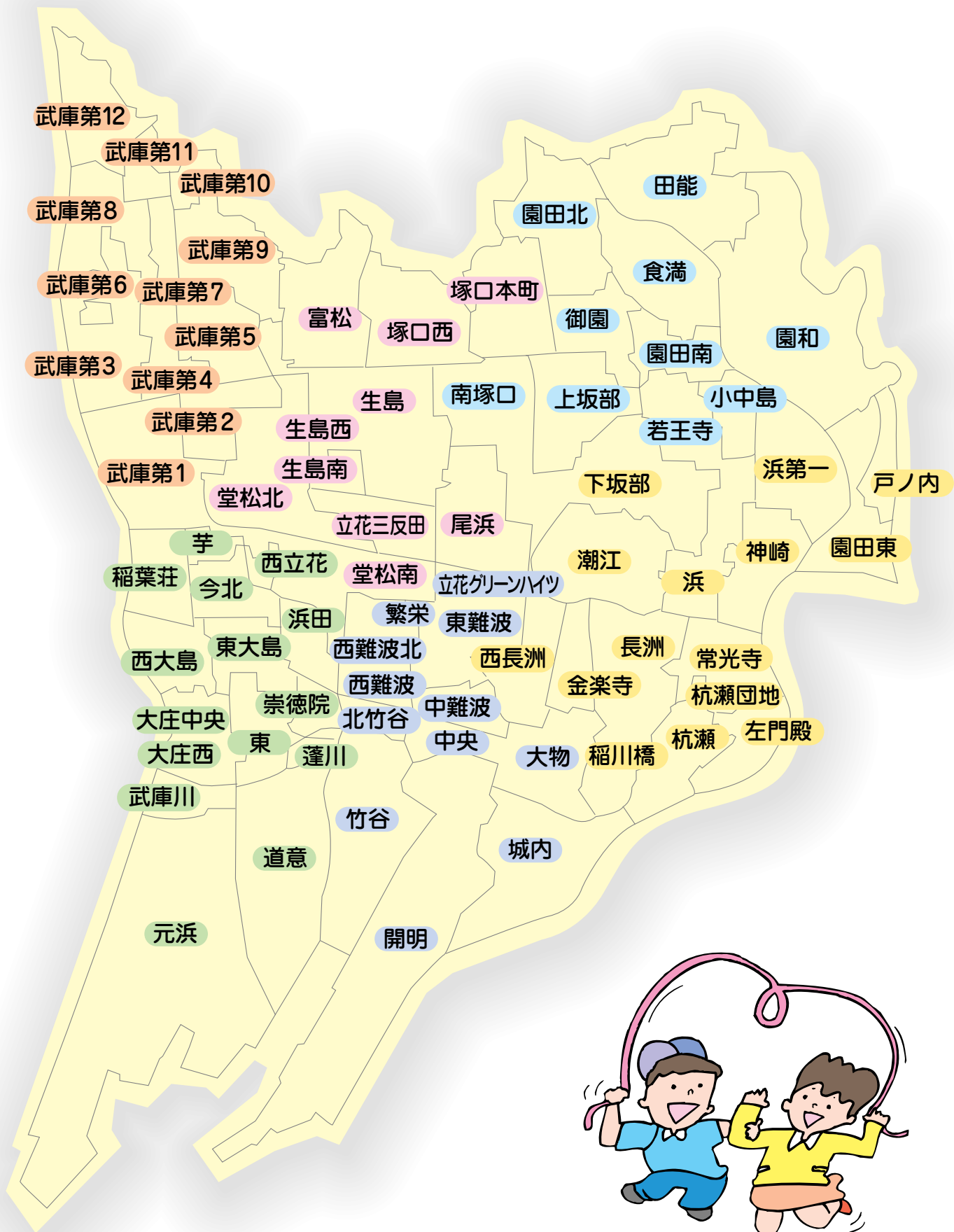
※【第2期あまがさきし地域福祉計画】P.77~P.78「地域福祉の推進とネットワークの連携(イメージ)」から社会福祉協議会の役割を具体化

市社協が重点的に取り組む事業の展開イメージ



市社協では、本計画の期間中、小地域福祉活動をすすめていくための具体的な活動として、地域での見守り活動に重点を置き、見守り活動をすすめていく中で、様々な課題に対応していくため、それぞれの基本目標に掲げている、「総合的な相談支援体制づくり」や「つながりの場づくり」、「社協への加入促進」、「人材育成」、「財源確保」をすすめていきます。

社会福祉協議会 区域図





社会福祉法人
尼崎市社会福祉協議会

〒660-0828 尼崎市東大物町1丁目1-2
電話(06)6489-3550